

資料 1

2 産労農水第 1617 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定に基づく東京都計画の変更について、同法第 4 条第 10 項で準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和 3 年 3 月 10 日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 (10) の 別に定める「くろまぐろ」について（案）

(第6管理期間)

令和2年4月9日公表

令和2年6月1日一部改正

令和2年7月7日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和3年3月 日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 東京都（以下「都」という。）においては、くろまぐろはひき縄漁業、はえ縄漁業、定置漁業により主に冬から春にかけて伊豆諸島海域で漁獲される等、都にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち都の知事管理量について都の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、都の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり都の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、東京都島しょ農林水産総合センターを中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、都の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、都の管理措置とあいまった漁業者による自主的な漁獲管理の取組に努める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について東京都の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	15.8トン	うち1.2トンを 都の留保とする。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	48.8トン	うち0.6トンを 都の留保とする。

※我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合（現に当該合計数量が当該漁獲可能量を超えている場合を含む。）であって、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表したときは、上表の都の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における都の採捕の数量をもって、上表の都の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

【採捕の種類別の数量】

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
都の漁船漁業等の割当量	14.1トン	47.7トン
都の定置漁業の割当量	0.5トン	0.5トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

【期間別の数量】

期間別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
都の漁船漁業等の割当量	14.1トン	
うち令和2年 4月から6月まで	6.1トン	
令和2年 7月から9月まで	1.0トン	
令和2年 10月から12月まで	3.5トン	
令和3年 1月から3月まで	3.5トン	

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
都の定置漁業の割当量		
うち令和2年 4月から6月まで	0.5トン	0.5トン
令和2年 7月から9月まで		
令和2年		

10月から12月まで	
令和3年	
1月から3月まで	

※それぞれの期間で余剰分が発生した場合、余剰分を次の3月間に繰り越すものとする。ただし、都は繰越しとなる余剰分を把握し、翌期間の数量を都管内の漁業協同組合に周知する。

【地区別の漁獲目安量】

都は、別に定める地区別の漁獲目安量を公表し、各漁業者はこれをもとに管理に取り組むものとする。

【採捕の停止等の命令について】

都は、採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の各数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【緊急報告体制について】

1 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は、速やかに都に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
ひき縄漁業	1隻／日当たり 100キログラムを超える量の採捕
はえ縄漁業	1隻／1操業当たり 500キログラムを超える量の採捕
定置漁業	1か統／日当たり 100キログラムを超える量の採捕

2 1の都への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁業協同組合の段階	東京都
各漁業者は漁業協同組合職員に事務連絡	漁業協同組合は都水産課にメール又はファクシミリにより連絡	都は送信者にメール又はファクシミリの受信連絡

3 1の都への一報の対象となる急激な採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、都は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none">・漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡・都の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、漁業協同組合の荷受け自粛
ひき縄漁業 はえ縄漁業	<ul style="list-style-type: none">・漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡・都の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛

4 都は、漁業者から都全体の合計で1日原則1トンを超える採捕の数量報告があつた際は、速やかに当該採捕の数量を国に行うものとする。

【採捕の数量の公表等について】

- 1 都は、法第8条第2項の規定に基づき、都の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、都の第2（留保の数量を除く。）又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- 2 また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表する。この際、当該公表がされた時点で都の1の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって都の1の公表とする。

【早期是正措置】

都は、採捕の数量を公表した後、小型魚及び大型魚に関して、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を都管内の漁業者等に対し講じるものとする。

1 漁船漁業等

（1）漁船漁業等の割当量の7割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は6時間操業に短縮する。

・都は、これらの措置の実施を助言する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 漁船漁業等の割当量の8割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

・漁業者は、生存個体は放流するよう努める。

・都は、これらの措置の実施を指導する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 漁船漁業等の割当量の9割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

・漁業者は、生存個体は全て放流する。

・漁業者は、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、くろまぐろの混獲があった際は操業海域を移動するなどの措置をとる。

・都は、これらの措置の実施を勧告する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 定置漁業

(1) 定置漁業の数量の7割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、生存個体は放流するよう努める。

・都は、これらの措置の実施を助言する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置漁業の数量の8割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、生存個体は放流するよう努める。

・漁業者は、網起こしは1日1回に抑制する。

・都は、これらの措置の実施を指導する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 定置漁業の数量の9割を超える、又はそのおそれがあると認めるとき

・漁業者は、生存個体は全て放流する。

・漁業者は、網起こしは1日1回に抑制する。

・都は、これらの措置の実施を勧告する。あわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

【協定締結を検討する場合】

都は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討を行う。

【遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について】

- 1 都は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、都は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- 2 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、都は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

【採捕の停止命令について】

（第2の知事管理量）

都は、第2の知事管理量の9割5分を超えており、又は超える時点で、法第10条第2項の規定に基づき、くろまぐろを目的とする採捕の停止命令をする。

（第3の採捕の種類別又は期間別の数量）

都は、第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超えており、又は超える時点で、法第10条第2項の規定に基づき、くろまぐろを目的とする採捕の停止命令をする。

また、期間別の数量を超えるおそれがあるときは当該期間別ごとに、くろまぐろを目的とする採捕の停止命令をする。

なお、この場合の採捕の停止命令の適用期間は、採捕の数量の積み上がり状況に応じるものとする。具体的には、採捕の数量が当該期間の範囲内である場合は当該期間の末日までの間とし、当該期間の数量を超えている場合は、翌期間以降の必要な間、採捕の停止命令を適用させるものとする。

（その他採捕の停止命令に関するここと）

法第10条第2項の規定に基づき、くろまぐろを目的とする採捕の停止命令が出される際は、都の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。